

◇令和5年4月1日付改正内容

1 現場代理人の常駐規定緩和に関する取扱いの拡大について

現場代理人の兼務可能件数については、これまでどおり、工事及び修繕の現場での兼務は2件(年度後半においては3件)までとしますが、1件あたりの当初の請負代金額が130万円以下の案件については、越谷市建設工事請負契約約款第10条第3項(修繕請負契約約款第8条第3項)の規定に基づき、上記兼務件数の対象外とします。

2 越谷市週休2日制モデル工事の試行について

建設業における週休2日制の定着を目指すため、令和6年度より労働基準法の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、受発注者双方で、「長時間労働の防止ならびに週休2日が確保されることを前提とした工期設定をする」といったことが強く意識されることを目的とし、モデル工事の試行をするための要領を制定することとなりました。

3 越谷市建設工事設計変更ガイドラインの策定について

公共工事の適正な施工を確保するため、発注者と受注者が対等な関係に立ち、責任関係を明確化していくことが重要であり、契約変更手続における透明性・公正性の向上及び迅速化を図るため、受発注者間で共通認識をもって運用できるよう越谷市建設工事設計変更ガイドラインを策定いたしました。